

山口県報

平成25年
4月16日
(火曜日)

目次

告示	平成二十五年年度地籍調査事業計画(地域政策課)	一
公告	保安林予定森林(周南市)(森林整備課)	一
	契約の締結(管財課)	二
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)	二
	林業種苗生産事業者の登録(森林整備課)	三
	下関北都市計画道路路事業の事業計画の変更(都市計画課)	三



山口県告示第百五十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定による平成二十五年年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、地籍調査を行う者の名称、調査地域及び調査期間を次のとおり告示する。

平成二十五年四月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 地籍調査を行う者の名称
- 下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、長門市、美祢市、周南市及び山陽小野田市
- 二 調査地域

- 下関市彦島桜ヶ丘町、彦島田の首町一丁目、彦島弟子待町一丁目、彦島弟子待町二丁目、彦島弟子待町三丁目、彦島弟子待東町、彦島向井町一丁目、彦島向井町二丁目、彦島山中町一丁目、彦島山中町二丁目、菊川町大字轡井、菊川町大字下保木、豊田町大字今出及び豊北町大字田耕
- 宇部市大字榎小野及び大字船木
- 山口市宮野上、秋穂東、小郡上郷、小郡下郷、小郡尾崎町、小郡金堀町、小郡山手上町及び阿東生雲中
- 萩市大字椿東及び大井
- 防府市大字久兼
- 下松市大字来巻、大字河内及び桃山町
- 岩国市周東町祖生、錦町宇佐郷及び錦町須川
- 長門市仙崎、俵山、東深川、深川湯本、日置上及び日置中
- 美祢市大嶺町東分、東厚保町山中、美東町絵堂及び美東町大田
- 周南市大字湯野及び大字鹿野下
- 山陽小野田市大字小野田、大字西沖、北竜王町、高栄三丁目、新沖一丁目、新沖二丁目、新沖三丁目、大学通一丁目及び港町
- 三 調査期間
- 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

山口県告示第百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十五年四月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 周南市大字大潮字小河内原四二六、字小河内四二七から四二九まで、四三一から四三九まで、四四〇の一、四四〇の二、四四一、四四二、四四三、四四四、四四六、四八〇の二から四八〇の四まで、四八六の一から四八六の三まで、字向原一四四四、二〇一四から二〇二四まで、字津々羅二二七四
- 二 指定の目的
- 水源の涵養
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
周南市大字大潮字小河内四二七・四三三から四三五まで・四四〇の一・四四四・四四六・四八〇の四・字向原二〇一四・二〇一六から二〇一八まで・二〇二四・字津々羅二一七四(以上一四筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。)



(一) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十五年四月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総務部管財課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る物品等の名称及び予定数量
電気 三千二百八十五キロワット時
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十五年三月三十一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
中国電力株式会社 広島市中区小町四番三三三号
- 六 契約金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)
四億六千百一十七万七千八百二十三円

七 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の二第一項第八号に該当するため
八 契約担当者
山口県知事 山本繁太郎

(一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年五月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年四月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年三月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人周南障害者・高齢者支援センター
代表者の氏名 上坂 道麿
主たる事務所の所在地 周南市新田一丁目一五番三号

(一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年五月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年四月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

汐入地内

平成二十五年三月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人周南のぞみ会

代表者の氏名 牧野 泰郎
主たる事務所の所在地 周南市岡田町二番三号

(一一四) 林業種苗生産事業者の登録

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定に基づき、次のとおり生産事業者の登録をしました。

平成二十五年四月十六日

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	山口県知事	山 本 繁太郎
一一九三	多機能ワイ ルター株式会社	生産事業の内容	事業所の名称及び 所在地
	下松市葉山二丁目九〇四番 地の一六	幼苗の育成及び幼苗 以外の苗木の育成	生産事業者の名称及び 住所に同じ。

(一一五) 下関北都市計画道路事業の事業計画の変更

下関北都市計画道路事業の事業計画の変更について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による告示（平成二十五年中国地方整備局告示第八十四号）があつたので、次のとおり公告します。

平成二十五年四月十六日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 都市計画事業の種類及び名称

下関北都市計画道路事業三・四・二 二ノ浜中下線

二 施行者の名称

山口県

三 事務所の所在地

山口市滝町一番一号

四 事業地の所在

下関市豊浦町大字川棚字下の浜、字下浜、字浜筋、字中浜、字浜、字浜へり及び字

平成二十五年四月十六日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁